

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 1 月 28 日（金）第 281 号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

県立病院局企業管理規程

○鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（※）

（県立病院課取扱い） 1

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 1 月 28 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 1 号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「290円」の次に「（心身に著しい負担を与えるものとして管理者が定める作業又は業務にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）」を加える。

附則第9項中「医療職給料表の適用を受ける」を削る。

附則第10項第1号中「4時間」の次に「15分」を加え、同項第2号中「前号」を「前3号」に改め、「4時間」の次に「15分」を加え、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 他の医療機関において看護業務等に従事する看護師 20,000円

(3) 他の医療機関等において新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者と接することのない業務に従事する職員 2,000円

附則に次の1項を加える。

11 看護師が、宿泊療養施設において宿直勤務に従事した場合における附則第9項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第4号に定める額に、勤務1回につき、10,000円を加算した額とする。

別表第7エの表県立薩南病院の項中「放射線技師長」を

「放射線科部長」に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月28日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第9項から第11項までの規定は令和2年4月1日から、改正後の給与規程第12条及び別表第7の規定は令和3年4月1日から適用する。